チリ内政・外交（２０１４年５月）

**１．概要**

（１）内政面では，バチェレ大統領により教育制度改革に関する法案の提出が行われたほか，同大統領にとって就任後初となる年次教書演説が行われた。

（２）外交面では，「バ」大統領にとって初の外国訪問となるアルゼンチン訪問が実施され，フェルナンデス亜大統領との会談が実施された。

（３）６月５日発表のAdimark GfK社調査による５月のバチェレ新大統領の支持率は５６％，不支持率は３１％となった。

**２．内政**

**（１）２０１４年大統領年次教書演説**

２１日，バチェレ大統領は就任後初となる年次教書演説を約２時間にわたって行い，演説全体を通して合計で１０２項目の提案がなされた。右は教育制度に関する大規模な改革からペットの保護政策にまで及び，今後政府が取り組んでいくべき課題及び政策の提示が行われた。その中でも最も多くの時間が割かれた項目は教育制度改革であったが，それ以外にも社会保障制度の充実化等に向けた政策の提示がなされ，全体を通して「社会的不平等との闘い」に重点を置いた内容となった。ただし，各政策を実現するための具体的な計画や手法については言及されず，方針の提示にとどまった。なお，外交政策に関しては演説終盤にごく簡単に述べられ，南米地域との協力や対ペルー，対ボリビア関係について言及されたほか，太平洋同盟及びＴＰＰ交渉に対するチリ政府としての姿勢が表明された。また今般演説では，ピニェラ前政権下で行われた政策の見直しを提言することが複数回あり，前政権との立場の違いを明確に示す内容となった。

**（２）教育制度改革**

ア　大学等の運営監督者派遣のための法案提出

５日，バチェレ大統領は教育の質の低下や不適切な経営手法・運営体制といった問題により，存続の危機に陥っている高等教育機関（大学，職業訓練学校）及び中等教育機関を再生させるための運営監督者の派遣について規定した法案に署名し，下院に提出した。同法案は，バチェレ政権発足後に教育制度改革の分野で提出された最初の法案。本法案提出の背景には，２０１３年１月に職員への給与不払い，大学の所有者による不適切な経済活動，大学側の運営面での規定違反等により，教育省による法人格無効化及び閉校が決定された私立マル大学のケースを繰り返さないようにするため，手遅れとなる前に国家による支援の手を差し伸べるという狙いがある。本法案に関しては，野党会派の一部議員からは大学等の自治権を脅かす危険性があるとの批判もされているが，「バ」大統領は「各教育機関の方針に干渉する意図はなく，各教育機関で学ぶ若者に対し，各々の教育機会を国家が保障すると伝えることが目的である」と述べた。なお現時点で教育省により大学運営方法や教育の質に関する監査を受けている私立大学は７大学あり，運営体制や教育の質の問題により存続の危機に瀕しているとして状況改善の必要性が認識されている。

イ　教育制度改革法案の提出

１９日，バチェレ大統領は教育制度改革のための法案に署名し，議会へ提出した。今般法案の提出は，３月末に提出された税制改革法案と同様に最重要のものとされ，２１日の「バ」大統領による一般教書演説までに提出することが目指されていた。今般提出された法案では，就学前教育及び初等・中等教育の制度改革が提案されており，「バ」大統領が以前より提言している高等教育の無償化等を含む法案は，本年後半期に提出される見込み。今般提出された各法案の概要は以下のとおり。

（ア）　就学前教育の改革

i　教育省の中に就学前教育庁を創設

ii　就学前教育施設（託児所，幼稚園，保育園等）を新たに５７００軒設置し，新たに合計約１２万４千人の児童が利用できるようにする。

（イ）　初等・中等教育における制度改革（初等教育は通常６－１４歳の８年間，中等教育は通常１４－１８歳の４年間で，いずれも義務教育）

i　補助金受給私立校の廃止及び営利追求の撲滅

1. 補助金受給私立校（生徒の保護者が支払う学費の他に国家からの補助金を受

けて運営している私立校。現在チリ全土の公立校・私立校合計約１２，０００校のうち約２０００校は補助金受給私立校）を法案発効から１０年後に廃止（当館注：現在チリで初等・中等教育を受ける約３４０万人の生徒のうち，５２％にあたる約１７６万人は公立校，２４％にあたる約８２万人は補助金受給私立校，同じく２４％にあたる約８２万人は補助金不受給私立校に所属している。補助金受給私立校では，国家からの補助金を受けているにもかかわらず，学校経営者が利益を教育現場に還元せず，他の営利活動のために使用する行為が多々見られるとして批判の対象となっていた。同制度を廃止し，国家からの補助金のみによる運営として教育費を無償化することで，家庭の経済状況が生徒の教育機会に影響することを防ぐほか，学校経営者による営利追求活動の撲滅が目指される）。

1. 教育現場における営利追求の撲滅

営利追求活動の撲滅のため，補助金受給私立校の経営組織は，３年以内に非営利組織（Corporacion sin fines de lucro）へと変更し，学校施設の所有権も非営利組織のもとに移さねばならない。

1. 入学者選抜試験の廃止

現在，各学校が入学希望者に課している入学者選抜試験（学校により手法は異なるが，概ね入学希望者に対し，内申書，学力試験，面接，家族の経済状況等に基づいた審査を行う）を，法案発効から２年後に廃止。それ以降，各学校は全ての入学希望者を受け入れることとし，希望者が定員を超える場合には抽選により選出（ただし全国に約５０校ある”Liceos emblematicos"と呼ばれる伝統的な進学校においては，入学を希望できるのは，もともとの所属校での成績が上位２０％以内の者のみとする）。

（当館注：補助金受給私立校の廃止を巡っては，与党会派の内部でも，ウォーカーＤＣ党首らは慎重な審議が必要であると述べている。野党会派においては，ＵＤＩ，ＲＮの両党から「今次法案には教育の質向上のための政策が欠けている」等との批判がされており，補助金受給私立校の廃止に関しても「私立学校の教育を弱体化させる」，「教育の自由を奪う」といった懸念が示されている。）

**（３）野党会派各党における党首の交代**

ア　シルバ次期ＵＤＩ党首の選出

５月１０日，ＵＤＩの次期党首として，２０１０年より下院議員を務めるエルネスト・シルバ議員（３８歳）が選出された（任期２年）。３８歳という若さでの選出となった「シ」次期党首に対しては，党内の世代交代を期待する見方もあり，「シ」次期党首も，党重鎮らによって意思決定が行われてきた党の体質及び党内選挙制度の改革等を通して党内の民主化を進めたいとしている。なお，「シ」次期党首はこれまでのＵＤＩの立場と同様に，現政権が取り組む税制改革や，妊娠中絶を合法化するための法案提出に向けた動き等には反対の立場をとっている。

イ　モンケベルグ次期ＲＮ党首の選出

３１日，ＲＮ（国民革新党）の党首選挙が実施され，党員による投票の結果，２００５年から下院議員を務めるクリスティアン・モンケベルグ議員（４６歳）が８０．３％の得票率で次期党首として選出された（任期２年）。ＲＮでは，２０１３年の大統領選挙及び上下両院議員選挙後，ラライン現ＲＮ党首との方針の違い等による議員の離党が相次ぎ，それらの議員は現野党会派（アリアンサ）内部で新たな政治グループである"Amplitud"を創設するなど，内部分裂が進んでいる。そのため「モ」次期党首にとっても，党内の結束を取り戻し，現在"Amplitud"を形成する元ＲＮ議員らとも再度協力を模索していくことが最初の課題となる。なおＵＤＩが現政権の政策とは立場を異にするのに対し，ＲＮは，政策によっては現政権と協力する姿勢も見られる。また税制改革法案に関しては，ＲＮは与党会派側と協議しながら党としての意向を伝えた上で協力を模索していきたいとしている。

**３．外交**

**（１）バチェレ大統領によるアルゼンチン訪問**

ア　バチェレ大統領とフェルナンデス亜大統領による会談

１２日，バチェレ大統領は，就任後初の外国訪問としてムニョス外相らと共にアルゼンチンを訪問し，フェルナンデス亜大統領との会談等を実施した。今次訪問は当初は４月上旬に予定されていたが，直前に発生したバルパライソ州での火災に対応するため延期となっていた。「バ」大統領は「フェ」亜大統領との会談後，「今次訪問は自分（「バ」大統領）の就任後初の外国訪問となる。（初めての訪問先がアルゼンチンとなったことは）偶然でもアクシデントでもなく，また単に国境を接するという理由で決められたのでもなく，両国には相互協力の歴史があり，共通の夢を抱いてきたことから決定されたことである」と発言した。また「フェ」亜大統領は，「自分（「フェ」亜大統領）をはじめとするアルゼンチン国民の多くは，「バ」大統領によりチリが再び兄弟国の方へ戻ってきたことを喜ばしく思う。ピニェラ前大統領は，（アルゼンチンとの二国間関係よりも）別の課題や方針を重視していた」と述べた。

イ　ムニョス外相とティメルマン亜外相の会談

「バ」大統領に同行してアルゼンチンを訪問中の「ム」外相は，１２日午前にティメルマン亜外相と会談し，両外相は「人権への深刻な暴力解明のための情報交換に関する覚書（Entendimiento para el intercambio de documentacion para el esclarecimiento de graves violaciones a los Derechos Humanos）」に署名した（注：右は両国の軍政期にチリ国民がアルゼンチン，あるいはアルゼンチン国民がチリにおいて巻き込まれた犯罪に関する調査を行うための資料等の情報交換を迅速化するための覚書）。また両外相は，チリ国民及びアルゼンチン国民が両国間を移動する際に必要とされる一時査証及び通行許可証の携行を免除するための協定を締結した。

**（２）バチェレ大統領及びムニョス外相のＡＢＡＣ会合出席**

６日，当地で開催中のＡＢＡＣ（ＡＰＥＣビジネス諮問委員会）会合において「ラ米における太平洋－大西洋間の対話と貿易・投資機会（The Pacific-Atlantic Dialogue and the Trade & Investment Opportunities in Latin America）」と題する昼食会が実施され，バチェレ大統領及びムニョス外相が出席した。また同昼食会には，「ム」外相の招待により，ＡＰＥＣ域外国の外相としては初めてティメルマン亜外相及びフィゲイレド伯外相が出席した。そのほか，ＡＰＥＣ加盟国のＡＢＡＣ委員，政界関係者，企業関係者，太平洋同盟企業会合メンバー等を含む約１７０人が参加した。

**（３）コレア・エクアドル大統領のチリ訪問**

１３－１４日，コレア・エクアドル大統領が当国を公式訪問し，１３日午後には「バ」大統領とモネダ宮殿にて二国間会合を実施した。また，それと並行する形で両国閣僚による閣僚級会合が実施された。「コ」大統領は，バチェレ政権二期目の発足後に来智した初の南米の大統領となる。１４日には「コ」大統領はサンティアゴ大学等を訪問した後，ＥＣＬＡＣにて講演を行った。

**（４）対ボリビア「海への出口」問題**

ア　チリ歴代大統領による会合開催

１５日，チリ民政移管後の歴代大統領４名（エイルウィン元大統領，フレイ元大統領，ラゴス元大統領，ピニェラ前大統領）及びバチェレ大統領により会合が実施され，対ボリビア「海への出口問題」に関するチリ政府としての今後の対応振りについて，約２時間にわたり協議された。会合終了後「バ」大統領は，「疑いなく，我々にとって常に明らかであることは，１９０４年に両国間で締結された平和・友好条約は不可侵なものであるということである」と述べた（本件裁判に関しては，チリがＩＣＪの管轄権を受け入れないとする場合には，その旨を７月１５日までにＩＣＪに通達する必要があり，管轄権を受け入れる場合には２０１５年２月１５日までに答弁書を提出せねばならない）。

イ　ムニョス外相とチリ側弁護団の会合

１９日，ムニョス外相はパリを訪問し，対ボリビア「海への出口」問題に関するＩＣＪ裁判においてチリ側弁護団を構成する弁護士らと会合を開き，チリ政府としての今後の対応振りにつき協議した。同会合に関し「ム」外相は，「今般協議では細部にわたる話し合いがもたれ，チリとして本件裁判に関するＩＣＪの管轄権を受諾しないという選択肢の検討も含めた議論が行われた。これは，我々からの報告を受けた上で「バ」大統領が決定することである」と述べ，「チリはボリビアと「海への出口」問題に関して交渉する義務がある，とするボリビア側の主張は不合理なものである」とした。今般会合においてチリ側弁護団から出された意見については「バ」大統領にも報告された。

ウ　バチェレ大統領と各政党党首との会合

２３日，「バ」大統領，「ム」外相及び「ブ」チリ側代理人は，モネダ宮殿で各政党党首と共に会合を実施し，対ボリビア「海への出口」問題に関するＩＣＪ裁判でのチリとしての対応振りについて２時間にわたり協議した。「ム」外相は今次会合を前向きに評価し，「ＩＣＪによる本件裁判の管轄権をチリ側が受諾しないことを選択する可能性もあるが，まだ決定はしていない。今後のチリ側としての対応は，国家としての政策と一致していなければならない。そのため，本日の各政党党首との会合では，（ＩＣＪによる本件裁判への管轄権を受け入れるか否かの）「バ」大統領による決定を皆で支持することに合意した」と発言した。

**（５）太平洋同盟：ムニョス外相による閣僚会合への出席**

３０日，メキシコシティにおいて第１１回太平洋同盟閣僚会合が実施され，チリからはムニョス外相が出席した。同会合においては，事前に行われていた技術会合及び高級実務者会合（ＧＡＮ。チリからはレボジェドＤＩＲＥＣＯＮ総局長が出席）での協議の結果を踏まえた上で，メキシコのプンタ・ミタにて開催される首脳会議の議題案等を決定するための話し合いがもたれた。また，メルコスール加盟国をはじめとする他の南米諸国に対し，太平洋同盟に関する情報を共有するための説明会を実施することに合意された。これは，南米諸国との関係を強化するというバチェレ政権の方針に基づき，「ム」外相により提案されたものである。

**（６）フレイ前大統領のアジア太平洋特派大使就任**

４月２４日，ムニョス外相は，バチェレ大統領がフレイ前大統領（在任期間：１９９４－２０００年。２０００－１４年３月までは上院議員）をアジア太平洋特派大使（Embajador en Misión Especial para el Asia-Pacifico）として指名したことを発表した。今後「フ」大使は，アジア太平洋地域で開催されるセミナーや会合にチリを代表して出席することとなる。（了）